

摂津市消防施設整備等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の基本消防分団（以下「消防分団」という。）が消防施設等の整備、補修及び撤去を行う場合に、その経費の一部を補助することにより、消防施設等の充実及び安全性の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防施設等 消防ポンプ、消防用自動車、消防用自動車の格納庫、消防分団専用の詰所、火の見櫓、サイレン装置（支柱を含む。）、消防ホース干し設備等をいう。
- (2) 整備 消防施設等を新たに購入し、設置し、建設し、又は増設することをいう。
- (3) 補修 消防施設等の一部を修理し、又はその機能を維持するために措置することをいう。
- (4) 撤去 老朽化により補修できない消防施設等（火の見櫓、サイレン装置（支柱を含む。）、消防ホース干し設備その他市長が必要と認めるものに限る。）を撤去することをいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、消防分団が行う消防施設等の整備事業、補修事業及び撤去事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 整備事業 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額
 - ア 車両 消防用自動車の整備に要した費用の額。ただし、250万円を限度とする。
 - イ 車両以外 整備に要した費用の50パーセント以内の額。ただし、100万円を限度とする。
- (2) 補修事業 補修に要した費用の50パーセント以内の額。ただし、50万円を限度とする。
- (3) 撤去事業 撤去に要した費用の50パーセント以内の額。ただし、50万円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする消防分団の長（以下「申請者」という。）は、摂津市消防施設整備等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 整備、補修又は撤去に係る計画書又は見積書
- (2) その他市長が指示した書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査し、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定し、摂津市消防施設整備等補助金交付可否決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(変更交付の申請等)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第5条の規定による申請の内容を変更するときは、摂津市消防施設整備等補助金変更交付申請書（様式第3号）に同条各号に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金を変更して交付する旨を決定したときは、摂津市消防施設整備等補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、摂津市消防施設整備等事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に要した経費に係る請求書、請求明細書及び領収書の写し
- (2) その他市長が指示した書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、摂津市消防施設整備等補助金交付額確定通知書（様式第6号）により当該交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、摂津市消防施設整備等補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付の制限)

第11条 第4条第1号アの交付を受けた場合は、交付の決定の日から20年は新たに同号アの申請をすることができない。ただし、消防長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(補助金の返還等)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 交付を受けた補助金を他に流用したとき。

(委任)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月9日から施行し、改正後の摂津市消防施設整備等補助金交付要綱の規定は、同年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。